
Uny Oil ポイント利用規約

第1条（本規約の目的）

Uny Oil ポイント利用規約（以下「本規約」といいます。）とは、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が、バロン・パーク株式会社（以下「バロン・パーク」といいます。）と提携して発行する「Uny Oil CARD」（以下、総称して「本カード」といいます。）の利用に応じ、当社が本カード会員（以下「会員」といいます。）に対し提供するポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

第2条（本ポイントサービスの概要）

- 1.本ポイントサービスは、会員の本カードによるカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じ、当社がUny Oil ポイント（以下「本ポイント」といいます。）を付与する制度です。
- 2.会員の本カード利用によるポイント付与は本ポイントのみとし、当社が別に提供するポイントサービスの提供を受けることはできません。
- 3.会員が本ポイントサービス以外に当社が別に提供するポイントサービスの提供を受けている場合であっても、当該サービス間のポイント付替・合算などはできません。

第3条（本ポイントの換算・付与）

- 1.当社は毎月の当社所定日に締め切られた新規のカード利用代金合計に応じて、200 円（ただし、200 円未満は切り捨てとします。）につき1 ポイントを会員に付与するものとします。
- 2.前項の換算・付与には、バロン・パーク運営のガソリンスタンドでのカード利用代金及びEdy・nanaco・Kyash・WebMoney（au PAY のチャージを含みます。）・TOYOTA Wallet・スマイルマネー・交通系 IC（Suica・PASMO・ICOCA）・JALPay・ANAPay・FamiPay・WAON 等の電子マネーの各チャージ利用代金、カードショッピングの手数料、カードキャッシングの融資金及び利息、カード年会費、会員が当社所定の約定支払額確定日前に支払ったカードショッピング利用代金、その他当社所定のカードショッピング利用代金及び手数料は含まないものとします。
- 3.本ポイント換算・付与の対象となるカードショッピング利用代金に、返品、キャンセル、利用金額の変更等があった場合、原則として当該利用に対して付与する本ポイントは取消、減算又は加算されます。
- 4.本ポイントにかかる付与ポイント数及び累計された有効ポイント数並びに有効期間等は、当社が会員に対して連絡するご利用代金明細書又は当社がインターネット上で提供するジャックスインターコムクラブの「ご利用代金明細照会」により通知するものとします。

第4条（本ポイントの有効期間）

- 1.本ポイントの有効期間は各ポイント付与月ごとに管理し、各ポイント付与月から起算して24 ヶ月後の末日とします。
- 2.前項に定める有効期間を経過した本ポイントは、会員に通知することなく順次失効するものとします。

第5条（本ポイントの引換条件）

- 1.本ポイントは、有効期間内累計ポイント数が150 ポイント以上の場合、150 ポイント単位でUny Oil お値引枠に引き換えます。
- 2.当社は、引換条件を随時、任意に見直す権利を有します。本ポイントの引換条件は、当社がインターネット上で提供するジャックスインターコムクラブ、その他当社所定の方法による公表又は会員への通知にてお知らせいたします。

第6条（Uny Oil お値引枠の有効期間）

Uny Oil お値引枠の有効期間はご利用代金明細等またはハガキに表示し、通知いたします。有効期間は3 ヶ月です。

第7条（Uny Oil お値引枠の利用について）

Uny Oil お値引枠の有効期間内にバロン・パーク各店にて利用したカード利用代金から Uny Oil お値引枠分を差し引きして請求することをもって利用されたものとします。

第8条（公租公課）

本ポイントサービスにより引換を受けた商品について公租公課が課せられる場合は、会員が当該公租公課を負担するものとします。

第9条（権利の喪失及びサービス停止等）

1.会員が本カードの会員資格を喪失した場合、理由の如何を問わず既に付与されている本ポイントはすべて自動的に失効するものとし、本規約における会員の権利の全部が自動的に消滅するものとします。

2.会員が次の各号に該当した場合、当社は会員に何らの通知なくして本ポイントサービスの権利を停止及び失効させることができるものとします。

(1)ジャックスカード会員規約、「Uny Oil CARD」特約または本規約に違反し、または違反するおそれがある場合。

(2)違法行為または不正行為を行った場合。

(3)支払債務を延滞した場合。

(4)その他会員として不適格と当社が判断した場合。

第10条（権利の譲渡）

会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

第11条（本ポイントサービスに関する疑義等）

本ポイントの有効性、換算・付与、引換条件、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は当社において決定し会員はその決定に従うものとします。

第12条（本ポイントサービスの変更・中止・終了等）

1.当社は、やむをえない理由を除いて、相当の告知期間を設けて、本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとします。

2.前項により会員に生じた損害については、バロン・パーク及び当社は一切の責任を負わないものとします。

第13条（準拠法）

本ポイントサービスの内容は、日本国の法令等が適用されるものとします。